

第三次滋賀県環境総合計画の総括

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

平成 26 年（2014 年）11 月

目 次

1. 第三次滋賀県環境総合計画について	
(1) 第三次滋賀県環境総合計画の概要	2
(2) 総括の考え方	3
2. 全体総括	
(1) 低炭素社会の実現について	5
(2) 琵琶湖環境の再生について	6
3. 施策の方向の総括	
(1) 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て	8
(2) 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり	10
(3) 各分野別の環境施策の推進	12
① 地球温暖化対策	12
② 自然環境	14
③ 景観・歴史的環境	17
④ 水・土壌環境	18
⑤ 大気・化学物質・その他の快適環境	21
⑥ 廃棄物・資源循環	23

1. 第三次滋賀県環境総合計画について

(1) 第三次滋賀県環境総合計画の概要

①計画の位置づけ

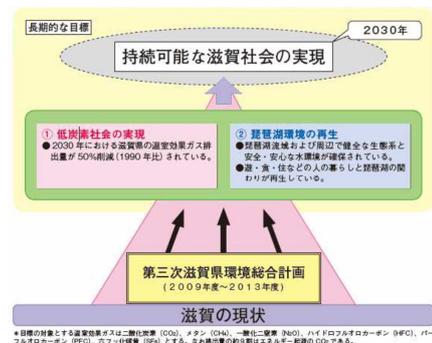
県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例に基づき、平成 21 年（2009 年）12 月に「第三次滋賀県環境総合計画」を策定しました。

この計画は、県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や本県が持続的に発展していくための指針である「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、琵琶湖総合保全の指針である「マザーレイク 21 計画」とも整合を図りながら策定した県の環境行政の基本計画です。

○ 計画期間：平成 21 年度（2009 年度）～平成 25 年度（2013 年度）

②長期的な目標

この計画では、おおむね一世代後である平成 42 年（2030 年）を想定し、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、その実現を図るために「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」という 2 つの長期的な目標と、施策の基本方向を定めています。



「低炭素社会の実現」

- 2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減(1990年比)されている。

「琵琶湖環境の再生」

- 琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。
- 遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。

③「施策の方向」について

第3章では、持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の方向を示しています。この施策の方向は、持続可能社会づくりの基礎となる環境学習などによる「人育ち・人育て」と、住民参加や産業・まちづくり、調査研究などの「基盤づくり」の2つの分野と、6つの個別分野（地球温暖化対策、自然環境、景観・歴史的環境、水・土壌環境、大気・化学物質・その他の快適環境、廃棄物・資源循環）ごとに示しています。

この方向性に沿った取り組みに関連する「数値指標」を設定し、進行管理に活用することとしています。

④「重点プロジェクト」について

第4章では、第3章で方向付けした施策の中から、長期的な目標の実現に向けて、特に重点的に取り組む施策（群）を、「重点プロジェクト」として示しています。

○ 重点プロジェクト

①低炭素社会の実現

- 1 「みるエコおうみ」プロジェクト
- 2 「しが炭素基金」プロジェクト
- 3 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト
- 4 「県産木材の利用促進」プロジェクト
- 5 「持続可能な交通システム」プロジェクト
- 6 「わが家もソーラー発電所」プロジェクト

②琵琶湖環境の再生

- 7 「琵琶湖と暮らしの関わりの再生」プロジェクト
- 8 「琵琶湖の生きものにぎわい再生」プロジェクト
- 9 「水環境の保全」プロジェクト

(2) 総括の考え方

①総括の手法

計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA 型行政運営システム（計画（PLAN）－実施（DO）－評価（CHECK）－反映・見直し（ACTION）」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ってきました。平成25年度で計画が終了年度を迎えたことから総括を行うこととし、「全体総括」「施策の方向の総括」「重点プロジェクトの総括」の3つの手法で総括を行います。

②総括する内容

i 全体総括

第三次計画に掲げる長期的な目標である「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」について、主な実績や数値指標から総括を行うものです。

ii 施策の方向の総括

第3章の施策の方向の総括については、数値目標の進捗状況と、第三次計画期間中の主な実績から、今後の課題や方向性を示しています。

数値目標の達成率は、以下のとおり星マーク「☆」により表しています。

達成率 100%以上☆☆☆☆☆（5つ）

99%～76% ☆☆☆☆（4つ）

75%～51%☆☆☆（3つ）

50%～26%☆☆（2つ）

25%以下 ☆（1つ）

算出不能 －（バー）

※算出不能とは目標数値が基礎データの取り方等の変更により、算定出来ないケース等をいいます。なお、平成 25 年度実績が示せない場合は直近の数値を、カッコ書きで記載しています。

※達成率は、平成 25 年度目標が、基準年度実績より数値の増加を目指すものは、 $(\text{平成 25 年度実績} - \text{基準年度実績}) / (\text{平成 25 年度目標} - \text{基準年度実績}) \times 100$ で、平成 25 年度目標が、現状より数値の減少を目指すものは、 $(\text{基準年度実績} - \text{平成 25 年度実績}) / (\text{基準年度実績} - \text{平成 25 年度目標}) \times 100$ になります。

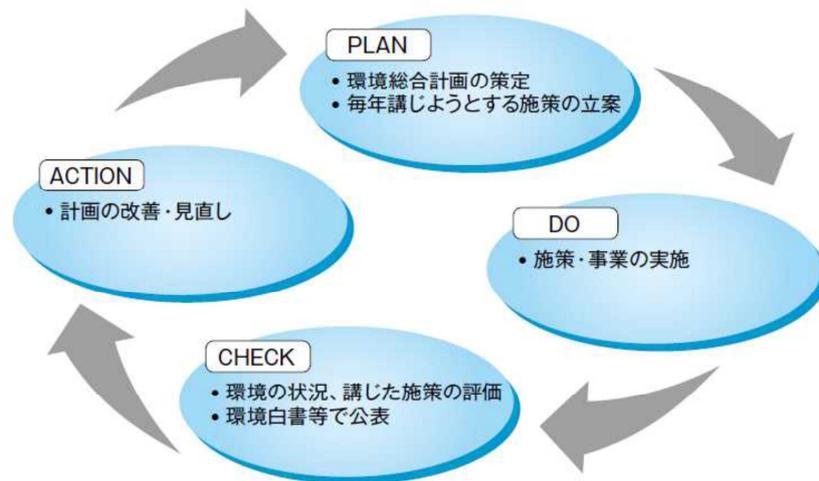
iii 重点プロジェクトの総括

第 4 章に掲げている「重点プロジェクト」については、毎年度、関係各課により重点的に点検・評価を行い、これに基づき、「重点プロジェクト」の今後の課題や方向性を示しています。

なお、複数の所属で実施するプロジェクトについては、関係各課で構成するワーキンググループで総括を行いました。

- ・ 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト推進グループ
- ・ 「県産木材の利用促進」プロジェクト推進グループ
- ・ 「持続可能な交通システム」推進プロジェクトグループ

また、「琵琶湖環境の再生」に位置づけられる 3 つの重点プロジェクトについては、「マザーレイク 21 計画（第 2 期改定版）」において、さらに具体化されており、「マザーレイク 21 計画」における進行管理と連携を図っています。



2. 全体総括

《施策の方向》

施策の方向ごとに5年間の主な取組・実績などを確認した上で、今後の課題と方向性を示した結果、39の数値指標のうち、達成率100%以上が15、達成率75%以上が3となりました。なお、現時点で平成25年度実績が示せず、平成23年度や平成24年度実績などの直近の数値しか示せないものも含めると、達成率100%が19、達成率75%以上が3と半数以上の指標で75%以上の進捗となっています。

具体的数値指標を見ると、「びわ湖環境ビジネスメッセにおける有効商談件数」、「県内での太陽光発電による総発電容量」、「景観行政団体となった市町の数」、「不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率」などで達成率が100%以上となった一方で、「温室効果ガス排出量の削減率」、「琵琶湖の透明度」などが達成率25%以下となるなど、引き続き改善に向けて取り組む必要があります。

《重点プロジェクト》

「低炭素社会の実現」を目指して取り組んだ6つのプロジェクトのうち、「農産物の地産地消の確立」や「県産木材の利用促進」などのプロジェクトは、地場農産物の生産拡大や県産木材の生産流通体制整備などの実施により、成果が見られた一方で、家庭でのCO₂削減に挑戦する「みるエコおうみ」のプロジェクトはプログラムの参加者が微増にとどまるなど、プロジェクトにより成果に差が見られました。

「琵琶湖環境の再生」を目指して取り組んだ3つのプロジェクトでは、内湖再生全体ビジョンの策定や早崎内湖再生事業に係る事業区域の用地取得完了のほか、琵琶湖との関わりの機会の拡大増加などにより、いずれのプロジェクトも成果がみられました。

低炭素社会・省エネルギー型社会への転換を進めるとともに、環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりと廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の定着を進めること、また、環境と調和した暮らしを営む中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承するとともに、生きものにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めることは、今後も本県の重要課題であることから、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」は、平成26年(2014年)10月に策定した第四次滋賀県環境総合計画のなかで、引き続き基本目標に位置づけています。

(1) 低炭素社会の実現について

(主な取組)

- 低炭素社会の実現に向けて、温暖化対策の道筋を明らかにする「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」(平成23年(2011年)1月)を策定するとともに、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」(平成23年(2011年)3月)を制定しました。また、滋賀県における低炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」(平成24年(2012年)3月)を策定しました。

- また、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進していくため、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」（平成 25 年（2013 年）3 月）を策定しました。

（数値指標から見た実績）

分類	指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価
地球温暖化対策	温室効果ガス排出量の削減率(平成2年比)	%	H18	7.7	9	9以上	1.5(H23)	(☆)
	「みるエコおうち」プログラム取組世帯数	世帯		0	50,000	50,000を維持	2,483	☆
	県内での太陽光発電による総発電容量	kW	H16	17,402	100,000	100,000以上	117,060	☆☆☆☆

（評価）

- 本県の温室効果ガス排出量の削減率は、東日本大震災後の原子力発電の停止に伴う火力発電の増加を主な原因として平成 23 年度実績は平成 2 年比で 1.5%削減にとどまり、目標値の 9%以上削減は達成できませんでした。しかし、電気の CO₂排出係数の影響を除くと、平成 23 年度の温室効果ガス排出量は前年度比 2.7%削減となっており、本県での節電・省エネの取組は進展しています。
- 今後も、低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換をさらに進めていくとともに、地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興等を進める必要があります。

（2）琵琶湖環境の再生について

（主な取組）

- 「2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿」を念頭に置き、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針として策定された「マザーレイク 21 計画」の第 2 期改定（平成 23 年（2011 年）10 月）を行いました。
- ヨシ群落の健全な育成を県民などとの協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な利活用を図ることを目的として新たな「ヨシ群落保全基本計画」（平成 23 年（2011 年）2 月）を策定しました。
- 内湖と琵琶湖の豊かな生態系を回復するとともに、内湖・琵琶湖と人とのより良い関係を築くため、そこに至るまでの道筋を示すものとして、「内湖再生全体ビジョン」（平成 25 年（2013 年）3 月）を策定しました。

(数値指標から見た実績)

分類	指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度 中期目標	平成25年度 目標	平成25年度 実績	評価
自然環境	希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	H19	2	10	10	10	☆☆☆☆☆
	外来魚の推定生息量	トン	H18	1,600	1,000	1,000以下	1,295(H24)	(☆☆☆)
	琵琶湖のヨシの面積	ha	H14	151	159	159以上	179.8	☆☆☆☆☆
	年間間伐実施面積	ha	H15	1,920	2,600	3,100	2,042	☆
琵琶湖の水質	琵琶湖の水質							-
	(COD)北湖(平均値)	mg/L	H22	2.6	2.6	2.6以下	2.4	☆☆☆☆☆
	南湖(平均値)	mg/L	H22	3.6	3.1	3.6以下	3.2	☆☆☆☆☆
	(T-N)北湖(平均値)	mg/L	H22	0.25	0.30	0.24以下	0.26	☆
	南湖(平均値)	mg/L	H22	0.28	0.33	0.26以下	0.27	☆☆
	(T-P)南湖(平均値)	mg/L	H22	0.016	0.018	0.016以下	0.014	☆☆☆☆☆

(評価)

- 流入負荷は削減されてきていますが、環境基準が未達成の項目があります。また、湖の栄養塩バランスの変化や深水層の溶存酸素濃度低下に加え、プランクトンの質的な変化など新たな課題が生じています。
- 在来魚介類の回復や湖岸景観の回復などに向けた取組を進めており、ヨシ群落の拡大などの成果も見られます。その反面、在来魚介類の減少や外来水生植物の繁茂などの課題も多くあります。
- 森林の適切な管理や生物多様性に配慮した農地の増加などに向けた取組を進めていますが、森林部におけるニホンジカや病害虫などによる被害が深刻な状況にあります。
- 暮らしと湖の関わりの再生のためには、暮らしを湖に近づけ、湖への関心や理解を深めるよう県民一人ひとりの問題として、それぞれがライフスタイルを見直す必要があります。

3. 施策の方向の総括

(1) 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・子育て

目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。
- 誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しつつ、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。
- 省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負荷が少ないライフスタイルが定着しています。
- 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

主な取組（条例、計画、主要事業等）

■地域との協働・住民参加

- 県民の主体的な環境学習を推進するための拠点として、平成22年度（2010年度）に、琵琶湖博物館内に「環境学習センター」を設置しました。
- 平成23年（2011年）3月に「滋賀県環境学習推進計画（第2次）」を策定しました。
- 平成25年（2013年）8月に湖南省友好提携30周年記念事業を実施しました。湖南省の子どもたちや学校関係者が来県し、学習船「うみのこ」や森林環境学習「やまのこ」、農家民宿などを体験するなど、環境学習を通じ、県内の子どもたちとの交流が行われました。



環境学習を通じた湖南省の子どもたちとの交流

数値指標から見た実績

- 琵琶湖博物館環境学習センターでは、地域の環境講座、学校での環境をテーマとした授業、職場での研修会等の企画づくりなど、1869件の環境学習に関する相談やサポートを行い、環境学習の場づくりを支援しました。
- 体験的に学ぶ環境学習をほとんどの学校で実施し、環境に対する理解を深め、人と豊かに関わる力の育成を図りました。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度 中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価	備考
環境学習企画サポート件数（累計）	件	H19	496	1,200	1,900	1,869	☆☆☆☆	
びわ湖フローティングスクール（うみのこ）事業実施学校数	校	H19	全小学校 ※1（特別 支援学校 等含む）	全小学校 ※1（特別 支援学校等 含む）	全小学校 ※1（特別 支援学校等 含む）	全小学校 ※1（特別 支援学校 等含む）	☆☆☆☆	H25対象校数242
森林環境学習（やまのこ）事業実施学校数	校	H19	115	全小学校 ※1（特別 支援学校等 含む）	全小学校 ※1（特別 支援学校等 含む）	243	☆☆☆☆	H25対象校数244
*1「全小学校」には、「県内の市町立小学校」のほか、「県立特別支援学校、国立小学校、国立特別支援学校、私立小学校、滋賀朝鮮初級学校、日本フィンランド学校」を含む。また、実施年度に対象学年がない場合は、全小学校から除外している。								

今後の課題

○様々な環境問題の本質を理解し、その要因を日常生活、地域や仕事、さらには、私たち自身の価値観や社会経済のあり方と関連づけて捉える。すなわち「自分ごと」として捉えて、環境に配慮した社会を創造していくことが求められます。

今後の方向性

■環境教育・環境学習の推進

- 環境問題を「自分ごと」として捉え、実践行動へとつなげる環境学習の推進が必要です。
- 環境学習を担う人材の育成と活用が重要です。
- 様々な地域において体験の機会を提供するとともに、主体間の交流や連携の仕組みづくりを進める必要があります。
- 滋賀県民をはじめ、京都や大阪など下流域の住民が、琵琶湖への思いを皆で共有する取組を進める必要があります。
- 持続可能な社会づくりに必要な能力・態度を育成するとともに、環境教育に関わる教員の資質向上に努める必要があります。
- 自然体験や生活体験といった直接体験が環境問題を解決する基礎の一つであることから、体験的に学ぶ環境学習を引き続き推進する必要があります。



「びわ湖の日」の出前講座での
外来魚の解剖の様子



琵琶湖博物館環境学習センターでの
環境学習に関する相談サポート

(2) 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり

目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しながら、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。
- 全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。
- 環境こだわり農業が、県農業のスタンダードとして定着しています。また、安全で高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、県産物へのニーズの高まりに対応し地産地消が進み、農業が魅力豊かな産業として発展しています。
- 森林資源が見直され、住宅や学校などの公共施設でも木材が使用され、県産木材の県内消費が進んでいます。
- 自家用車に頼らず、バスや自転車などにより、身近な移動が手軽にできるよう交通環境が整っています。
- 適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する気運が高まっています。
- 企業や大学、研究機関が連携し環境に関わる試験研究や技術開発を展開するとともに、豊富で質の高い人材を育成しています。

主な取組（条例、計画、主要事業等）

■地域との協働・住民参加

- 「びわ湖の日」が30周年を迎えた平成22年（2010年）以降は、それまでの「琵琶湖をきれいにする」「豊かな琵琶湖を取り戻す」「琵琶湖にもっと関わる」の視点を新たに加え、民間企業や大学などとの協力を得ながら、びわ湖の日の事業を広く展開しました。
- 平成23年（2011年）10月に「マザーレイク21計画」の第2期改定版を策定しました。



一斉清掃活動の様子

■環境と調和した産業・まちづくりへの転換

- 県内で生産される木材(原木丸太)を県内外の加工事業者に向けて安定供給するために必要な流通体制の整備の一環として、平成24年（2012年）7月に滋賀県森林組合連合会「木材流通センター」が整備されました。



木材流通センター

■調査・研究の推進と成果の活用

- 平成22年（2010年）3月に琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館および滋賀県立大学が、連携して統合研究を推進することに合意しました。
- 平成24年（2012年）7月に淡水および海洋に関する学術的課題や環境問題を扱う世界最大規模の学会、先進陸水海洋学会（ASLO）の日本大会が開催されました。

数値指標から見た実績

- びわ湖環境ビジネスメッセにおける、有効商談件数は平成25年度で累計5万件を超えるなど、環境産業の育成振興を図りました。
- 平成25年度には、環境こだわり農産物栽培面積は14,156haに達し、このうち水稲では作付面積の39%で取り組まれるまで拡大しています。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度 中期目標	平成25年度目標	平成25年度 実績	評価	備考
びわ湖環境ビジネスメッセにおける有効商談件数(累計)	件	H19	29,628	38,328	47,028	52,025	☆☆☆☆☆	
環境こだわり農産物栽培面積	ha	H19	10,367	12,000	12,000以上	14,156	☆☆☆☆☆	

今後の課題

- 今日発生している環境問題は、県民一人ひとりのライフスタイルやビジネススタイルなどに多くを起因していると考えられます。その解決に向けては、県民、NPO、事業者、行政などあらゆる主体が、環境に対する責任を自覚し、自ら取り組むことが必要となります。
- 生産から消費までの各段階において、省エネルギー、省資源などの環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの変革を促進し、行政各主体も自ら率先した取組が求められます。さらに、そのライフスタイルやビジネススタイルを社会の仕組みとして織り込み、環境に優しい行動が「湖国の文化」といえるまでの継続した取組が必要となります。

今後の方向性

■地域との協働・住民参加

- 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を、県民、事業者、行政の協働のもと進める必要があります。
- 琵琶湖流域に関わる多様な主体が、琵琶湖の現状や思い、将来について話し合うことにより、新たな環境保全活動への展開を推進していく必要があります。
- 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が、生物多様性の重要性を認識し、社会・経済活動の中に生物多様性への配慮を組み込む必要があります。

■環境と調和した産業・まちづくりへの転換

- 公共交通を主体とした「エコ交通」を推進する必要があります。
- 環境と経済の両立を目指す低炭素社会の実現に向け、経済界と連携して取組を進める必要があります。
- 再生可能エネルギー・省エネルギー型社会を進めるため、技術や製品の開発を促進し、販路拡大など市場化を推進するため、産学官金民が連携して取り組む必要があります。

■調査・研究の推進と成果の活用

- 琵琶湖環境に関する研究を効果的・効率的に進めるために、県立試験研究機関が連携した検討を行う必要があります。

(3) 各分野別の環境施策の推進

① 地球温暖化対策

目指すべき将来(2030年頃)の姿

- 県内の温室効果ガスの排出量は半減されているとともに、世界中で削減の取組が進展しており、地球全体で温暖化は抑制基調にあります。
- 全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。
- 高品質、高効率、長寿命の電器製品や給湯器などが普及するとともに、省エネルギー行動やグリーン購入が、ほぼすべての家庭・オフィスに定着しており、環境への負担が少ないライフスタイルが実践されています。
- 高断熱仕様やITを活用したHEMS(ホームエナジーマネジメントシステム)を導入した住宅や、太陽光や県産木材、バイオマスなど自然の仕組みや地域の資源を活用した住宅が、新築・リフォーム・住み替え時に選択され、省エネで快適な生活空間が実現しています。
- 再生可能エネルギーの活用、身近な公共交通手段を組み合わせた環境負荷の低い交通体系など、温室効果ガスの排出を抑制する省エネ・省資源型社会への転換が進んでいます。
- 農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

主な取組(条例、計画、主要事業等)

■地球温暖化対策の推進

- 平成23年(2011年)1月に「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」を策定しました。
- 平成23年(2011年)3月に「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定しました。
- 平成24年(2012年)3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を策定しました。
- 平成24年度から低炭素社会づくり推進条例に基づく事業者行動計画書制度を実施しています。
- 平成25年度(2013年)3月に「滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法算定の手引き」を作成し、他者の温室効果ガス排出削減につながる事業活動を定量的に算定する貢献量評価を推進しています。

■新エネルギーの導入の促進

- 平成21年度からは、住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行っています。また、住宅用太陽光発電の設置とあわせて省エネ製品の購入を促進し、これによりCO₂の排出が少ない住宅の普及を図っています。
《成果》
 - ・6,442件の家庭に26,347kWの住宅用太陽光発電を導入。
 - ・県内の住宅用太陽光発電の普及率は平成25年度末で8.1%で、全国で7位、近畿でトップです。
- 平成25年(2013年)3月に「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定しました。

数値指標から見た実績

- 本県の温室効果ガス排出量の削減率は、東日本大震災後の原子力発電の停止に伴う火力発電の増加を主な原因として平成23年度実績は平成2年比で1.5%削減にとどまり、目標値の9%以上削減は達成できませんでした。しかし、電気のCO₂排出係数の影響を除くと、平成23年度の温室効果ガス排出量は前年度比2.7%削減となっており、本県での節電・省エネの取組は進展しています。
- 家庭でのCO₂削減に挑戦するプログラム「みるエコおうみ」の取組世帯数は、平成25年末で2,483世帯にとどまり目標値の50,000世帯を大きく下回りました。その一方で電力事業者が提供する環境家計簿や、太陽光発電モニター等の様々なツールが開発され、家庭での二酸化炭素の「見える化」に向けた取組が進んでいます。
- 県内での太陽光発電による総発電容量は平成25年度末で117,060kWとなり、目標値100,000kW以上を上回りました。家庭部門での温室効果ガスの排出削減に向けた個人用住宅太陽光発電システム導入への支援などの成果であると考えられます。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価	備考
温室効果ガス排出量の削減率(平成2年比)	%	H18	7.7	9	9以上	1.5(H23)	(☆)	平成25年度実績は出ていないが、参考までに平成23年度実績から評価を算出
「みるエコおうみ」プログラム取組世帯数	世帯		0	50,000	50,000を維持	2,483	☆	
県内での太陽光発電による総発電容量	kW	H16	17,402	100,000	100,000以上	117,060	☆☆☆☆☆	

今後の課題

- 地球温暖化により私たちの社会に生じる様々な影響や被害を抑制するために、ライフスタイルやビジネススタイルなど社会経済構造を転換し、化石燃料に依存しすぎない低炭素社会づくりを進める必要があります。
- 東日本大震災後の社会情勢を踏まえ、特に再生可能エネルギーの導入や省エネ行動の定着、それらを支える環境配慮型製品の普及を進める必要があります。

今後の方向性

■地球温暖化対策の推進

- 家庭・業務部門における省エネのより一層の推進を図る必要があります。
- 電気自動車等の普及促進を図る必要があります。
- 県産材や木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図る必要があります。
- ライフスタイルの転換につながるよう低炭素社会づくりの取組を進める必要があります。
- 環境と経済の両立を目指す低炭素社会の実現に向け、経済界と連携して取組を進める必要があります。(再掲)
- 関西広域連合との連携のもと、広域的な取組を行う必要があります。

■新エネルギーの導入の促進

- より一層の省エネ行動の拡大や再生可能エネルギーの導入を進める必要があります。
- 地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興を戦略的に推進する必要があります。

② 自然環境

目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 春夏秋冬の季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。
- 琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。
- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 奥山、里地里山、琵琶湖などの野生動植物の生息・生育空間（ビオトープ）の保全・再生・ネットワーク化が図られ、生物の多様性が確保されています。
- 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

主な取組（条例、計画、主要事業等）

■自然環境の総合的保全

- 鳥獣被害対策に積極的に取り組むため、各部局間の連携強化を図る必要があることから、鳥獣被害対策本部を立ちあげました。また、平成24年（2012年）4月には、鳥獣対策室を設置し、体制強化を図りました。
- 伊吹山の自然環境の保全・再生を目的とした伊吹山自然再生協議会を開催しました。
- （仮称）滋賀県生物多様性地域戦略の策定に向けた検討を行いました。

■健全な生態系の保全・回復

- 平成23年（2011年）2月に「ヨシ群落保全基本計画」を策定しました。
- 平成25年（2013年）3月に「内湖再生全体ビジョン」を策定しました。
- 平成25年度（2013年度）に早崎内湖の恒久的な内湖化を図るため、事業区域の用地取得を完了しました。
- 水草対策チーム会議を開催し、研究機関の成果などを対策に反映しながら、根こそぎ除去および表層刈取を実施しました。
- 赤野井湾内湖を中心としたオオバナミズキンバイの駆除を行いました。



げんごろう、スーパーかいつぶりⅡ
による水草刈り取り



オオバナミズキンバイ駆除作業

■みどりづくりの推進

- 平成22年（2010年）2月に「琵琶湖森林づくり基本計画」を改定しました。
- 平成24年（2012年）7月に滋賀県森林組合連合会木材流通センターを開設しました。

数値指標から見た実績

- 人工湖岸を現在の治水機能を確保しつつ、自然湖岸へと再生する取組を進めた結果、人工湖岸を再自然化した累計延長は平成25年度実績で、3,800mとなりました。
- 平成14年度（2002年度）から外来魚駆除事業を強化して実施し、毎年300～500トン程度の駆除を行った結果、少しずつではありますが、外来魚推定生息量は減少傾向にあります。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度 中期目標	平成25年度目標	平成25年度 実績	評価	備考
希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	H19	2	10	10	10	☆☆☆☆	
人工湖岸を再自然化した累計延長	m	H19	2,930	3,800	3,800	3,800	☆☆☆☆	
外来魚の推定生息量	トン	H18	1,600	1,000	1,000以下	1,295(H24)	(☆☆☆)	現時点では平成25年度実績が出ていない。
県の鳥カイツブリの生息数	羽	※2	629	800	800	592	☆	※2 「県の鳥カイツブリの生息数」の基準年の欄の数字はH17～H19年度までの平均値
琵琶湖のヨシの面積	ha	H14	151	159	159以上	179.8	☆☆☆☆	
緑化されている道路の延長	km	H18	183.9	200	240	241.6	☆☆☆☆	
都市公園面積(県民1人当たり)	m ²	H19	8.1	9.5	9.5	8.7(H24)	(☆☆)	現時点では平成25年度実績が出ていない。
年間間伐実施面積	ha	H15	1,920	3,100	3,100	2,042	☆	H21琵琶湖森林づくり基本計画改定に伴う目標値変更(2,600→3,100)

今後の課題

- 外来生物や特定の野生生物の繁殖、水草の異常繁茂などにより、本来の生態系の維持が危ぶまれていることから、人と自然の関わりの再構築や生物多様性の保全を戦略的に進める必要があります。あわせて、県民や事業者が自然環境の保全活動がしやすいような仕組みづくりや事業実施が必要です。
- 農林水産業の就業人口の減少や、従事者の高齢化、生活様式の変化により、森林などをはじめとする自然環境の適切な管理が十分なされていないことが指摘されており、また、ニホンジカなどによる深刻な森林被害など、新たな課題が生じています。

今後の方向性

■自然環境の総合的保全

- 湖岸浸食の著しい砂浜の浸食防止対策を実施し、湖辺の砂浜やヨシ原、松林などの保全を進め、また、人工湖岸を、現在の治水機能を確保しつつ、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へと再生を進める必要があります。
- 琵琶湖と人がさらに近づく関係を築く必要があります。

■健全な生態系の保全・回復

- 森林から人々が暮らす「集水域」「湖辺域」を経て琵琶湖に至るまでを一つの系として意識した上で、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげる必要があります。
- 生態系に配慮した琵琶湖水位操作方法の実現を目指し、国や関係機関と連携しながら検討・調整を進める必要があります。

- オオバナミズキンバイなど外来水生植物の生態の解明や駆除方法の確立により根絶に向けた対策を早急に進める必要があります。
- 内湖の再生を進める必要があります。
- 琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図る必要があります。
- 南湖湖底の生物生息空間の回復を図る必要があります。
- 住民などによって、魚道整備する「魚のゆりかご水田」をはじめとした「豊かな生きものを育む水田づくり」の取組の支援を図る必要があります。
- 生物多様性を適切に保全し、そのめぐみを将来にわたって享受できる仕組みを構築するために、滋賀県の自然的社会的条件に応じた総合的かつ基本的な計画である「(仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略」の策定を進める必要があります。
- 里地里山のように、人々が利用することで守られてきた自然をこれからも維持していく必要があります。
- ニホンジカ、カワウなどの野生鳥獣による農林水産業をはじめ自然生態系への被害が深刻化しており、対策を実施する必要があります。
- 森林以外の、田園、都市内緑地、河川、水辺などの空間において、身近なみどりづくりやその普及啓発を進める必要があります。
- 「在来魚介類の減少」に対して、県立試験研究機関が連携し、水系や餌環境のつながりの視点から、その減少要因の解明と在来魚介類の復活に向けた検討を行う必要があります。



ヨシ群落の保全と再生

■みどりづくりの推進

- 森林の多面的機能を持続的に発揮できるよう、地域特性に応じた森林管理を進める必要があります。
- 県産材や木質バイオマスの利用を推進し、森林整備や山村地域の活性化を図る必要があります。(再掲)。
- 琵琶湖から恩恵を受けている住民総ぐるみの意識で水源林を保全する仕組みづくりを進める必要があります。
- 多様な樹種や林齢の混在する階層構造がよく発達した針広混交林など、林内に適度な日照が確保され、下層木や下草が生育し、様々な野生生物の生育環境が確保される森林づくりを進める必要があります。



木の学習机、椅子

③ 景観・歴史的環境

目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 春夏秋冬の季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。
- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 都市部では、住宅・商店などが集約されたり計画的な住宅立地が進むことにより、まとまったオープンスペースが生まれ、身近に自然と触れ合える緑地や親水空間が計画的に配置されたり、家庭菜園が営まれるなど、快適な都市空間が実現しています。
- 農村部では、農業や林業の健全でかつ持続的な生産活動を通して豊かな県土が保全され、美しい田園・里山景観が維持されています。
- 歴史文化などを観光資源として活かしたまちづくりが進んでいます。

主な取組（条例、計画、主要事業等）

■湖国の景観の保全・創造

- 平成25年度末現在で本県ほか、県内全市が景観行政団体になっています。

■歴史的環境の保全

- 平成23年3月に「琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査報告書」を作成。
- 史跡等探訪ツアーや魅力発信講座、文化財建造物修理現場見学会等の実施をしました。
- 琵琶湖とその周辺の水に関する文化資産を滋賀県独自の特性ある資産として位置づけ、これらのうち特に優れたものを「近江水の宝」として64件を選定しました。

数値指標から見た実績

- 県内では平成25年度末現在で本県ほか、全市が景観行政団体になっています。また、「滋賀県文化財保護条例」に基づき、文化財調査・指定（選択）・保存修理・公開・教育普及などに取り組んでいます。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価	備考
景観行政団体となった市町の数	市町	H19	7	8	10	13	☆☆☆☆	合併に伴う目標値変更(11→10)
県指定(選定)文化財の件数	件	H19	375	435	435	411	☆☆☆	
登録有形文化財の件数	件	H19	249	270	300	342	☆☆☆☆	

今後の課題

- 滋賀の特色ある文化遺産を活用し、魅力を引き続き発信していくことが重要です。

今後の方向性

■湖国の景観の保全・創造

- 地域の特性に応じた、琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある景観形成を進め、県土の一体的な景観保全を推進する必要があります。

■歴史的環境の保全

- 県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化などの積極的な保存と活用を図る必要があります。

④ 水・土壌環境

目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 琵琶湖で泳いだり、美しい水辺に集うなど、琵琶湖は人々が憩い、リフレッシュできる場として高い価値を保持しています。
- 農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。
- 快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。

主な取組（条例、計画、主要事業等）

■水・土壌環境保全対策の推進

- 平成24年（2012年）3月に第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画を策定しました。
- 平成24年（2012年）3月に滋賀県公害防止条例を水質汚濁防止法改正に合わせて改正し、地下水汚染や土壌汚染の未然防止を強化しました。
- 平成25年（2013年）4月に下水処理技術を中心とした水環境技術の研究開発、普及を支援する拠点である「淡海環境プラザ」を設立しました。
- 公共用水域の水質を保全し、快適な居住環境を実現するため下水道等の整備を図りました。

■水源涵養対策の推進

- 水源地域の保安林における森林整備および山地保全のための事業を積極的に推進し、森林の持つ水源の涵養機能の充実強化を図りました。



荒廃森林などの整備

数値指標から見た実績

- これまで実施してきた下水道をはじめとする生活排水対策や、工場排水の規制などの取り組みにより、琵琶湖の透明度や全窒素・全りん濃度も改善傾向にあり、琵琶湖の富栄養化の進行が抑えられていると考えられます。
- 工場・事業場排水監視については、ここ数年は不適合事業場数は横ばいであり、さらなる改善を進めていく必要があります。
- 流域下水道及び公共下水道の整備促進に精力的に取り組んできた結果、下水道普及率は全国的にみて高水準となっています。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価	備考
県内主要河川の水質目標の達成率	%	H19	79	100	100	88	☆☆	
琵琶湖の透明度（北湖）*3	m	H19	7.5	7.2	7.2	6.9	☆	

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価	備考
琵琶湖の水質							-	琵琶湖の水質を指標の一つとしているが、個別の水質指標により評価している。
(COD)北湖(平均値)	mg/L	H22 ※4	2.6	-	2.6以下	2.4	☆☆☆☆☆	
南湖(平均値)	mg/L	H22 ※4	3.6	-	3.6以下	3.2	☆☆☆☆☆	
(T-N)北湖(平均値)	mg/L	H22 ※4	0.25	-	0.24以下	0.26	☆	
南湖(平均値)	mg/L	H22 ※4	0.28	-	0.26以下	0.27	☆☆	
(T-P)南湖(平均値)	mg/L	H22 ※4	0.016	-	0.016以下	0.014	☆☆☆☆☆	
琵琶湖のプランクトンの異常発生日数と水域数							-	「異常発生日数と水域数」を指標の一つとしているが、日数と水域を個別に評価している。
(アオコ)	日数	H19	5	0	0	21	☆	
	水域	H19	3	0	0	3	☆	
(淡水赤潮)	日数	H19	0	0	0	0	☆☆☆☆☆	
	水域	H19	0	0	0	0	☆☆☆☆☆	
琵琶湖の水泳場の「快適」ランクの箇所数	箇所	H19	7	10	9	4	☆	
下水道を利用できる県民の割合	%	H19	83.5	85	85以上	87.9	☆☆☆☆☆	
年間間伐実施面積(再掲)	ha	H15	1,920	3,100	3,100	2,042	☆	H21琵琶湖森林づくり基本計画改定に伴う目標値変更(2,600→3,100)
整備を必要とする農業集落排水処理施設に対する整備割合	%	H18	97.3	98.2	98.7	98.8	☆☆☆☆☆	
事業場排水基準遵守率	%	H19	95	100	100	87	☆	
プレジャーボートの環境対策型エンジンの利用率	%	H18	29	100	100	82.6	☆☆☆	
流域単位での農業排水対策の面積	ha	H18	14,036	-	16,251	16,145	☆☆☆☆	H27目標(16,800)

*3 「琵琶湖の透明度」は、比較的経年変動が大きく、6.1m(H16年度)、6.8m(H17年度)、7.7m(H18年度)、7.5m(H19年度)、6.8m(H20年度)、6.9m(H21年度)、7.2m(H22年度)、6.2m(H23年度)と推移している。(琵琶湖水質調査での北湖中央部9地点の年間平均透明度)
 *4 「琵琶湖の水質」は、目標値設定の基となっている「第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」(平成23～27年度)における基準年である平成22年度の実績値を示している。

今後の課題

○これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖への汚濁流入負荷(栄養塩など)は一定削減され、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、琵琶湖流域では在来魚介類の減少、水草の異常繁茂、湖底環境の変化などの課題が生じています。これらの課題

は、要因や場など複雑に関連しており、個別対策だけでは対応が難しいことから、「森～川～里～湖」といった大きな視点での調査研究を進め、これらの結果を踏まえ、水質の保全とともに、生態系の保全・再生と相互のつながりに力点を置いた琵琶湖の総合的な保全を進める必要があります。

今後の方向性

■水・土壌環境保全対策の推進

- 「湖沼水質保全対策特別措置法」に基づく「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（第6期）」の着実な推進を図るとともに、琵琶湖の水質と生態系の関係を解明するための調査研究を進め、良好な栄養塩バランスを回復するなど、琵琶湖流域生態系の保全・再生につなげる必要があります。
- 市街地などの面源からの負荷削減対策を推進するとともに、流入河川対策や底質改善対策を進める必要があります。
- 農業濁水の流出防止に向けた啓発や技術の普及を推進するとともに、流域ごとに農業排水の循環・反復利用や適正な用水管理（節水）の取組を進める必要があります。
- 地下水については、近年、県条例など法令の改正により地下水汚染防止制度は整えられてきたものの、毎年度に実施している地下水調査においては新たな汚染地点も判明しており、今後とも計画的・継続的に調査を進めていく必要があります。
- 汚水処理施設整備率100%を目標に、人口動態、地域特性を踏まえた効率的かつ計画的な整備を推進する必要があります。



簡易止水板による漏水、溢水防止



湖南中部浄化センター

■水源涵養対策の推進

- 県土を保全する治山事業などの推進により、土壌層の安定化を図る必要があります。

⑤ 大気・化学物質・その他の快適環境

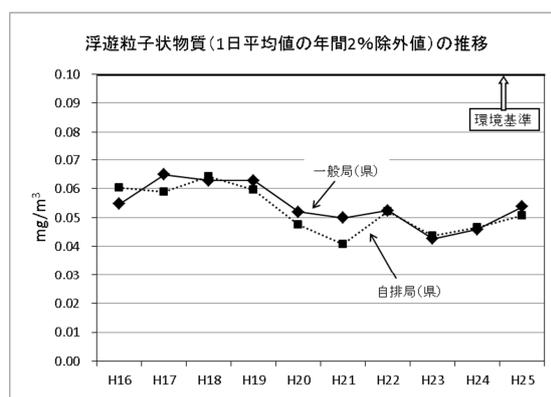
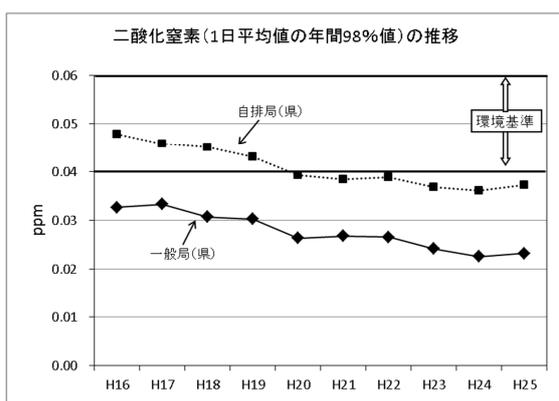
目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより、誰にとっても、安全でゆとりある、まちづくりが進んでいます。
- 快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。
- 自家用車だけに頼らず、鉄道やバス、乗り合いタクシーなどの公共交通機関などにより、身近な移動が可能になっています。

主な取組（条例、計画、主要事業等）

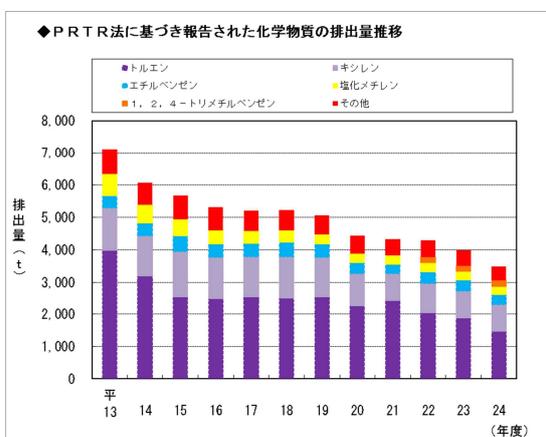
■大気環境保全対策の推進

- 大気自動測定局による二酸化窒素等の一般大気環境の監視を継続し、ホームページ等で公表しています。PM2.5（微小粒子状物質）については、平成25年（2013年）3月より一定の濃度に達した場合には注意喚起を行う体制を設けています。



■化学物質対策の推進

- PRTR法に基づき報告された化学物質の排出量の公表や、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気中等のダイオキシン類濃度の監視調査を引き続き実施しました。



■その他快適な生活環境保全の推進

- 平成23年(2011年)4月に滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例を改正しました。

数値指標から見た実績

- 本県の大気汚染の状況として、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素などについてはすべての測定地点で環境基準を達成している一方で、光化学オキシダントは環境基準が達成されておらず、近年は、光化学スモッグ注意報が発令されています。良好な大気環境の確保のため、引き続き、大気汚染の状況を監視していく必要があります。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価	備考
二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率	%	H19	100	100	100	100	☆☆☆☆	
各駅の1日あたり乗車人数の合計	千人	H18	343.4	349.0	349.0以上	357.1(H24)	(☆☆☆☆)	現時点では平成25年度実績が出ていない。
市街地における混雑時の自動車の平均速度	km/h	H17	23.8	-	28.5以上	25.1	-	平成22年度道路交通情勢調査の調査方法の変更に伴う目標数値等の変更(30.0以上→28.5以上)
主要渋滞ポイント数	箇所	H19	9	5	4	4	☆☆☆☆	
レジャーボートによる騒音被害に関する苦情件数	件	H19	10	-	5	4	(☆☆☆☆)	指標内容と基準年度実績値に齟齬が見られたため、数値を精査の上訂正

今後の課題

- 大気質やPRTR法に基づき報告された化学物質の排出量は改善や低減傾向にあるものの、健康被害や生態系へ有害な影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を低減させていくため、光化学オキシダントなど未達成の環境基準の達成に向けた工場や事業場などからの汚染物質の排出抑制や、化学物質の適切な管理により排出量を抑制する必要があります。このため、大気汚染状況の継続的監視と県民への関連情報の提供が必要です。
- 東日本大震災における原子力発電所事故により放出された放射性物質や、微小粒子状物質(PM2.5)の問題化などにより、化学物質等への社会的な関心や安全・安心な社会を求める声が高まりつつあります。

今後の方向性

■大気環境保全対策の推進

- 大気環境の微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントについて、県民の安全・安心が確保されるよう、定期的な監視を実施し、県民に公表する必要があります。
- 大気中や琵琶湖における放射性物質量のモニタリング調査を実施し、県民等に適時情報提供する必要があります。

■化学物質対策の推進

- 工場や事業場からの環境汚染物質の排出に対する監視・指導や、自主管理体制の構築や環境事故防止の取組についての助言を、引き続き行う必要があります。
- 環境リスクを的確に把握し、環境リスクコミュニケーションが進むよう、化学物質の有害性や一般大気環境の測定結果に関する情報やPRTR法に基づく排出量の情報などを共有できるよう、分かりやすく発信する必要があります。

⑥ 廃棄物・資源循環

目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。
- 資材の調達・加工・流通・消費が地域内で循環する割合が高まるとともに、コミュニティビジネスなど地域に密着した事業が活発となっています。
- 資源・分別回収が徹底されています。また、農村部を中心に生ごみの資源化が定着しています。
- 廃棄物の発生の抑制と資源化の仕組みが確立し、資源循環を進めています。

主な取組（条例、計画、主要事業等）

■ 3Rの推進

- 平成23年（2011年）8月に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しました。
- 平成25年（2013年）2月に「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結しました。
- 平成25年（2013年）8月に「第7期滋賀県分別収集促進計画」を策定しました。



■ 廃棄物の適正処理の確保

- 平成21年（2009年）4月から「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を施行しました。
- RD最終処分場問題の解決のため、平成22年（2010年）以降、環境省からの助言も踏まえて改めて有害物をできる限り除去することを基本とする対策を検討し、地元住民との合意の下、調査と対策工事に着手するに至りました。

数値指標から見た実績

- 平成24年度のごみの排出量は454千t、1人1日あたりの排出量は876gとなり、総排出量は平成22年度以降横ばいとなっています。
- 警察、市町等の関係機関や近隣府縣市との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策の強化や、早期発見・早期対応による問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行った結果、産業廃棄物不法投棄等の新規発生件数と年度内解決率は目標とする80%を超え改善の傾向である。

指標内容	単位	基準年度	基準年度実績	平成22年度中期目標	平成25年度目標	平成25年度実績	評価	備考
県民1人が1日に出すごみの量	g	H18	948	900	900以下 ※5	876(H24)	(☆☆☆☆)	現時点では平成25年度実績が出ていない。
1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	千トン	H18	240	200	200を維持 ※5	193(H24)	(☆☆☆☆)	現時点では平成25年度実績が出ていない。
1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	千トン	H18	367	210	210を維持 ※5	305(H24)	(☆☆)	現時点では平成25年度実績が出ていない。
不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率	%	※6	71	80	80	86.4	☆☆☆☆	

※5 「県民1人が1日に出すごみの量」、「1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量」、「1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量」の目標は、「第二次滋賀県廃棄物処理計画」に基づく。

※6 「不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率」の実績の数値は、H14年度～H18年度の平均値を示している。

今後の課題

- ごみ排出量は、近年減少傾向にあるものの、経済状況などに左右されることなく、資源化や廃棄物の適正処理に向けた取組を進める必要があります。
- 平成 25 年度（2013 年度）から取り組んでいるレジ袋の無料配布中止をきっかけとして、買い物に伴って生じるごみの減量や資源化のさらなる推進が求められます。
- 不法投棄などの事案に対しては、警察、市町などの関係機関や近隣府縣市、地域住民との連携を強化し、効果的な監視取締活動による未然防止対策のさらなる強化を図る必要があります。

今後の方向性

■ 3 R の推進

- 3 R の推進に向けた取組をさらに進める必要があります。
- 循環型社会の形成を一層進めるため、（仮称）第四次滋賀県廃棄物処理計画の策定を進める必要があります。

■ 廃棄物の適正処理の確保

- 被災市町と被災していない市町等との間で災害廃棄物の広域処理が行われるよう必要な調整を図る必要があります。
- 廃棄物処理施設の設置にあたっての事前協議や立入検査を的確に実施し、不適正処理事案発生時には、迅速な指導や法令に基づく改善命令などの的確な対応を行う必要があります。
- 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の周知を引き続き図るとともに、市町における条例制定や不法投棄監視体制の強化を支援する必要があります。